

## 介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム桜の里 利用契約重要事項説明書

### 1 施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 042-654-3901 (午前9時30分～午後5時00分まで)

担当 山岸 正典 ・ 高野 宏昭

\*ご不明な点は、なんでもお尋ねください。

### 2 桜の里の概要

#### (1) 提供できるサービスの種類

施設名称	特別養護老人ホーム桜の里
所在地	東京都八王子市大門町560番地1
介護保険指定番号	介護老人福祉施設 八王子市 第1372908176号

#### (2) 施設の職員体制（令和6年4月1日現在）

	職 員 数
施設長	1名
事務職員	2名（実情に応じた職員数を基本とする。）
生活相談員	2名以上
看護職員	3名以上
介護職員	37名以上（ユニット毎にユニットリーダーを1名）
栄養士（管理栄養士）	1名以上
調理員	5名（実情に応じた職員数を基本とする。）
機能訓練指導員	1名以上
医師	1名以上
介護支援専門員	2名以上

#### (3) 施設の設備の概要

定員	120名（特養108名、ショートステイ12名）
居室（個室）10ユニット	120室
共同生活室	各ユニット1室
談話コーナー	各ユニット1ヶ所
浴室	個別浴槽、機械浴槽 ADLを考慮した浴槽等を設置しております。
医務室	1室

### 3 サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案 ②食 事 ③入浴介助

- |                                                             |         |             |
|-------------------------------------------------------------|---------|-------------|
| ④生活介護                                                       | ⑤機能訓練   | ⑥生活相談       |
| ⑦医療対応（喀痰吸引・経管栄養・人工肛門・気管切開・バルーンカテーテル・在宅酸素・インシュリン注射・MRSA・褥そう） |         |             |
| ⑧健康管理                                                       | ⑨特別食の提供 | ⑩理美容サービス    |
| ⑪預り金管理サービス                                                  | ⑫所持品保管  | ⑬レクリエーション 等 |

#### 4 利用料金

##### (1) 基本料金

①施設利用料		ユニット型個室（1日につき）
		1日あたりの自己負担分（1割/2割/3割）
要介護度1		715円/1,431円/2,146円
要介護度2		790円/1,580円/2,370円
要介護度3		870円/1,740円/2,611円
要介護度4		946円/1,892円/2,838円
要介護度5		1,019円/2,039円/3,059円

\*入居期間中に入院、または自宅に外泊した期間の取り扱いについては、介護保険給付の扱いに応じた料金となりますのでご了承ください。

② 食費 1日あたり 1,445円

③ 居住費 1日あたり 2,006円（令和6年8月1日以降 2,066円）

※居住費、食費に関しては負担限度額の認定を受けている場合には認定証に記載されている限度額となります。

##### (2) その他の料金

①理美容費・・・ 個別対応

②預り金管理サービス費・・・ 1ヶ月につき 3,000円

③日常生活費・・・ 1日 Aセット50円

1日 Bセット20円

④テレビ・電気代・・・ 1日 30円

⑤処分費（私物・衣類等）・・・ 実費

上記の他、買い物サービスの費用などは自己負担になります。

##### (3) 基本料金の減免措置

所得に応じた減免措置があります。

##### (4) 支払方法

当月の料金の合計額を翌月20日までに請求をいたしますので、翌月27日までに指定口

座にご入金ください。お支払方法は、口座引き落しまたは指定口座への振込みとさせていただきます。

## 5 入退居の手続き

### (1) 入居手続き

まずは、お電話などでお申し込みください。居室に空きがあればご入居いただけます。入居と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

\*居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員等とご相談ください。

### (2) 退居手続き

①入居者または代理人は、施設に対して（2週間の予告期間において）文書で予告することにより、この契約を解約し、退居することができます。

②次の事由に該当した場合、当施設は入居者に対して、30日間の予告期間において、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

\*入居者のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、指定期日以内に支払われない場合

\*入居者が病院または診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合。または入院後、3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合。

\*入居者が、施設やサービス従業者または他の入居者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合

\*やむを得ない事情により施設を閉鎖または縮小する場合

③入居者が要介護認定の更新で非該当（自立）または要支援と認定された場合、所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。

④次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了し退居となります。

\*入居者が他の介護保険施設に入所した場合

\*入居者が死亡した場合

## 6 当施設のサービスの特徴等

### (1) 運営の方針

①当施設は、入居者に対し、健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇を行うよう努めるものとするものである。

②当施設は、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他日常生活上の支援を行うことにより、入居者がその有する能力に応じ自律した日常生活を営むことができるようすることを目指すものとする。

③当施設は、入居者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って施設サービスを提供するよう努めるものとする。

④当施設は、医療重点型の介護老人福祉施設として、医療ニーズを抱えた入居者に適切な施設サービスを提供するよう努めるものとする。

- ⑤当施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めるものとする。
- ⑥当施設は、入居者の権利保護のため必要があると認められる場合には、関係機関と連携し、成年後見制度の利用を支援するよう努めなければならない。
- ⑦当施設は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の趣旨を尊重し、障害者の雇用確保及び労働環境の整備に努めなければならない。
- ⑧当施設は、その事業活動を通じて障害者就労施設等(国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。)の受注の機会の増大に協力するよう努めなければならない。

## (2) サービス利用のために

事　　項	有無	備　　考
従業員への研修の実施	有	内外での研修実施・参加
サービスマニュアルの作成	有	業務マニュアル・事業計画書
身体的拘束の取り組み	有	身体拘束ゼロへの取り組み

## (3) 施設利用にあたっての留意事項

### 面会

特に制限はもうけておりません。他の入居者の迷惑にならぬようお願い致します。

### 喫煙・飲酒

特に制限はもうけておりませんが、喫煙は防災のため喫煙コーナーで、飲酒は医師の指示がある場合の制限、または健康管理できる範囲でお願いしております。

### 外出・外泊

特に制限はもうけておりませんが、食事の中止、薬等の準備がありますので、早めにお申し出ください。なお、当日の体調等により、中止とさせていただく場合もあります。

### 金銭の管理

原則ご本人及び代理人、ご家族に管理をお願いしております。施設でお預かりする場合、また日常的な出金、買い物などお金の取り扱いについては、ご希望により、「預り金取扱い規程」によりお預かりします。（有料）

### 所持品のお持ち込み

居室には、収納家具を設置しております。スペースに限りがございますので所持品のお持込みにつきましては職員にご相談下さい。

### 受診

協力病院は、いずみクリニック・仁和会総合病院・清智会記念病院・右田病院です。協力歯科医療機関はアイデンタルオフィスです。施設の協力病院への受診は、随時・定期に施設で行いますが、ご本人希望の医療機関への受診はご家族等で対応をお願いいたします。

## 入院中のベッドの扱いについて

1週間を越えて入院をされる場合は、入院中のベッドを他の入居者にご利用いただく場合もあります。

## 宗教活動

特に制限はございません。ただし、布教活動・火気の使用および他の入居者の迷惑となる行為はご遠慮ください。

## ペット

ペットの持ち込みは禁止させていただきます。

## 7 緊急時・事故発生時の対応方法

- ① 事故発生時、ご入居者に容体の変化等があった場合は、事故対応指針および事故発生時の対応マニュアルに基づき、速やかに保険者や必要に応じて八王子市に連絡するとともに、ご入居者ご家族等に連絡を行う等必要な処置を行います。
- ② 事故内容等につきましては、事故の状況及び事故に際して行った処置について記録し、市区町村等に連絡し、報告書を作成致します。
- ③ ご入居者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行います。
- ④ ご入居者の病状の急変が生じた場合その必要な場合のため、医師との連絡方法その他の緊急等における対応方法を定めます。

緊急連絡先	
氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

## 8 非常災害対策

- ・防災時の対応 緊急時災害マニュアルによる
- ・防災設備 自動通報システム・スプリンクラー・火災報知器・屋内消火栓  
消火器等設置
- ・防災訓練 毎月1回以上(訓練内容は消防署へ提出)
- ・防火責任者 施設管理者

## 9 緊急やむを得ない場合の身体的拘束等を行う際の手続き

身体的拘束等の必要性を判断する際の協議の方法

- ① 当施設は、身体的拘束廃止委員会を設置し、同委員会において入居者の「切迫性」「非代替性」「一時性」の3つの要素を確認します。
- ② 当施設は、上記3要素の全てに該当する場合、身体的拘束に関する説明書を作成し、入

居者・そのご家族に説明し同意を得るものとする。また、同意に基づいて身体的拘束等を行う場合はその理由、態様及び時間、その際の入居者の心身の状況を記録します。

- ③ 施設長・看護職員・生活相談員・介護職員・介護支援専門員は、身体的拘束廃止委員会の委員として上記の協議を行います。
- ④ 身体的拘束廃止委員会において協議を行う事が出来ない夜間・深夜帯に身体的拘束等が必要となった場合は、速やかに施設長に連絡して指示を仰ぐものとする。また、施設長に連絡がつかなかった場合については、生活相談員に連絡して指示を仰ぐものとする。この場合、生活相談員は速やかに施設長に報告するように努めます。
- ⑤ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を致します。
- ⑥ 身体的拘束等の適正化の方針を整備します。
- ⑦ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施します。

## 10 虐待防止対応

- ① 指定介護老人福祉施設及び指定短期入所生活介護事業所は、入居者への虐待防止及び早期発見のため、職員に対する研修の実施、虐待防止のための指針に則り対応します。その他必要な措置を講じます。
- ② 虐待防止を図るため、施設内における人権擁護委員会（以下、桜の里人権擁護委員会）を設置し定期的又は虐待発生時の都度開催いたします。
- ③ 虐待防止対応責任者は、人権等の権利擁護のため、成年後見制度の利用を入居者及びご家族等に啓発します。
- ④ サービスの質の向上を図るため、虐待防止及び解決の対応状況について、個人情報に関する事項を除き、事業報告に表示いたします。
- ⑤ サービスの中において、虐待と感じられた場合、ご不明な場合には、「11 サービス内容に関する相談・苦情」に示す責任者・担当者へお問い合わせください。

## 11 サービス内容に関する相談・苦情（虐待等含む）

### ① 介護保険相談・苦情

面接、電話、書面等により苦情受付担当者が隨時受付けます。

解決に向けた話し合いを行い、申し出から1ヶ月以内に申し出人に改善内容を報告致します。

電　　話　　　　　　042-654-3901

苦情解決責任者　　施　設　長　三野　堯

苦情受付担当者　　生活相談員　山岸正典・高野宏昭

### ②その他

施設以外に、区市町村の相談・苦情窓口などでも受け付けています。

東京都国民健康保険団体連合会 介護相談窓口 03-6238-0177

介護保険証記載の区市町村介護保険担当係にご相談ください。

## 12 第三者評価の実施状況

当ホームでは、より良いサービスの実施を目指して、東京都福祉サービス第三者評価（利用者に対する調査）を実施します。この評価は、東京都福祉サービス評価推進機構によって認証されている評価機関が実施します。利用者又はご家族等がサービスを選択するため、そして事業の透明性を確保するための情報提供を行うとともに、評価結果をとうきょう福祉ナビゲーションに公開します。

利用者に対する調査	
直近の実施年月日	2022年10月6日～2023年3月6日
評価機関名称	株式会社 福祉規格総合研究所

福祉サービス第三者評価	
直近の実施年月日	2023年12月13日～2024年3月27日
評価機関名称	特定非営利活動法人 せたがや福祉サポートセンター
開示状況	とうきょう福祉ナビゲーション <a href="http://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/hyoka/hyokatop.htm">http://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/hyoka/hyokatop.htm</a>

### 13 施設の概要

名称・法人種別 社会福祉法人 多摩養育園  
代表者役職・氏名 理事長 足利 正哲  
本部所在地 東京都八王子市八木町8番11号  
電話番号 042-623-3388

#### 定款の目的に定めた事業

##### 第一種社会福祉事業

養護老人ホーム楓の里の設置経営  
養護老人ホーム竹の里の設置経営  
特別養護老人ホーム桜の里の設置経営  
特別養護老人ホーム桜の里の設置経営  
障害者支援施設精華の設置経営  
救護施設光華の設置経営

##### 第二種社会福祉事業

保育所光明第一保育園の設置経営  
保育所光明第二保育園の設置経営  
保育所光明第三こども園の設置経営  
保育所光明第四こども園の設置経営  
保育所光明第五保育園の設置経営  
保育所光明第六保育園の設置経営  
保育所光明第七こども園の設置経営  
保育所光明第八こども園の設置経営  
保育所光明高倉保育園の設置経営  
保育所光明府中南保育園の設置経営  
保育所八王子市立石川保育園の指定管理  
短期入所生活介護事業(特別養護老人ホーム桜の里)の経営  
短期入所生活介護事業(特別養護老人ホーム桜の里)の経営  
老人短期入所事業(竹の里)の受託経営  
障害福祉サービス事業(短期入所 精華)の受託経営  
障害福祉サービス事業(共同生活介護・共同生活援助 輝)の設置経営  
八王子市高齢者あんしん相談センター大横の指定管理

#### 公益を目的とする事業

居宅介護支援事業 桜の里ケアマネジメントセンター  
府中市立介護予防推進センターの指定管理

令和 年 月 日

介護老人福祉施設入居にあたり、入居者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 東京都八王子市犬目町560番地1

名称 介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム桜の里

施設長 三野 堃 印

説明者 所属 生活相談員

氏名 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から介護老人福祉施設についての重要な事項の説明を受けました。

入居者

住所

氏名

印

代理人

住所

氏名

印